

産業廃棄物の中間処理施設

産業廃棄物
の種類

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く）、
金属屑（自動車等破砕物を除く）
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた物を除く）及び陶磁器屑（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く）

処理の方法

破砕及び破砕・選別、蛍光管の破砕

管理者名

連絡先

